
1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011年(平成23年)12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「前計画」といいます。)を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システム¹の構築」を市民・事業者の皆様とともに推進してきました。

その結果、人口や事業所数は増加する中、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少しています。

一方、前計画の策定から10年近くが経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015年(平成27年)の「持続可能な開発目標(SDGs)²」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019年(令和元年)に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「本計画」といいます。)は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3R³の取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を一層推進するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)や循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の理念を踏まえた長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。)第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画及びプラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日閣議決定)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)の趣旨を踏まえたプラスチックごみ削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画となるものです。

¹ 福岡式循環型社会システム：

ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

² 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)：

2015年(平成27年)9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標(17の目標、169のターゲット)。2030年(令和12年)までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

³ 3R：

①リデュース (Reduce:発生抑制)、②リユース (Reuse:再使用)、③リサイクル (Recycle:再生利用)の頭文字をとったもので、循環型社会の構築に向けて、①から③の優先順位で取り組む必要がある。

■ 図表1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け

